

2023年6月29日(木)・7月13日(木)
UniBio Press シリーズ学術出版を学ぶ(26)

OA時代の著作権

鈴木 康平

中央大学ELSIセンター 客員研究員

<https://researchmap.jp/koheisuzuki>

本日の構成

1. 著作権の概要
2. Open Access(OA)の概要
3. OAと著作権
4. 質疑応答

本日の構成

1. 著作権の概要

2. Open Access(OA)の概要

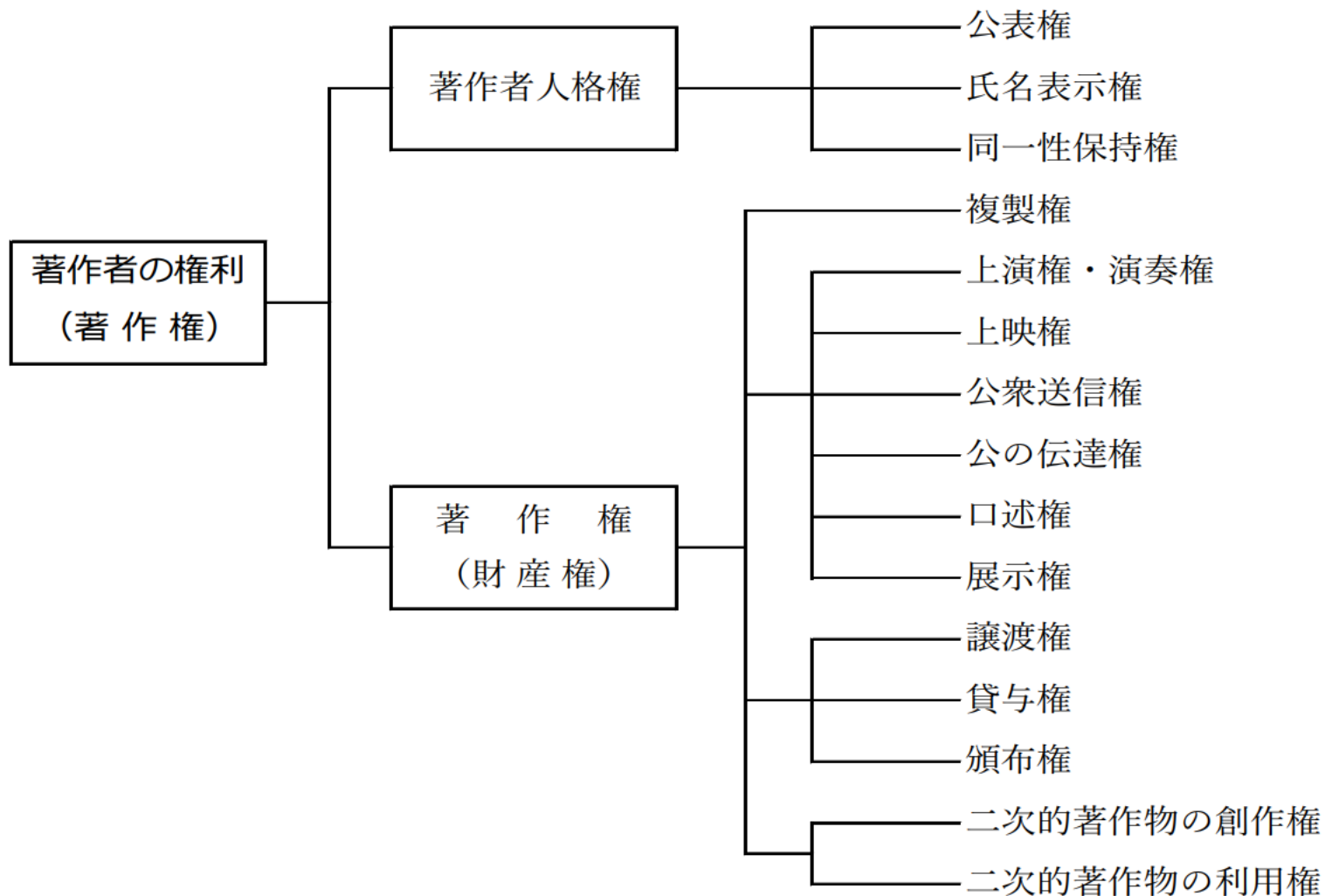
3. OAと著作権

4. 質疑応答

著作権法制の概要

- 著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利を保護し、**文化の発展に寄与**することを目的とするもの
- **思想・感情の創作的な表現**を「著作物」として保護。
 - 小説、**学術論文**、映画、絵画、彫刻、演劇、写真、音楽、プログラム、ゲーム、データベース、二次的著作物など
 - 表現を保護するものであって、**事実やアイデアは保護しない**
- 著作権者の許可なく複製したり、インターネットで公開すると著作権侵害になる
- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用は、一定の要件を満たす場合、著作権が制限され、著作物を利用することができる（権利制限規定）
- 著作権侵害の刑事罰は、1000万円以下の罰金 and/or 10年以下の懲役が原則
- 民事では損害賠償や差止め

著作権はさまざまな権利の束



譲渡の可否

- 著作権者人格権は譲渡できない
- 著作財産権は譲渡できる
 - 「著作財産権」は学問上の呼称

保護期間

- 著作権者人格権は著作者の死亡(法人の解散)とともに消滅
- 著作財産権は著作者の生存期間 + 死後70年間
- 公表後70年間になる場合も(無名・変名、団体名義、映画)
- 「著作隣接権」というものも(実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者)

権利制限規定

- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用は、一定の要件の下で、著作権が制限され、著作物を利用することができる
権利制限の例：
 - 私的使用のための複製 (30条)
 - 付随対象著作物の利用(写り込み) (30条の2)
 - 思想又は感情の享受を目的としない利用 (30条の4)
 - 図書館等での複製・インターネット送信等 (31条)
 - 引用 (32条)
 - 教育機関での複製・インターネット送信等 (35条)
 - 障害者向けの利用 (37条等)
 - 非営利・無料の貸与等 (38条)
 - 立法・司法・行政のための内部資料としての利用 (42条)

本日の構成

1. 著作権の概要

2. Open Access(OA)の概要

3. OAと著作権

4. 質疑応答

Open Access(OA)とは

- **Budapest Open Access Initiative (BOAI) 宣言 (2002年)**
 - 「インターネットへのアクセス自体を除き、**経済的、法的または技術的な障壁なく**、すべてのユーザーが、論文のフルテキストを読んだり、ダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、または、リンク、インデックス作成のためのクローリング、ソフトウェアへのデータとしての投入、その他の合法的な目的で、パブリックインターネット上で無料で利用できるようにすること」
- OAの主な実現手段
 - グリーンOA：著者がセルフアーカイブしてOAにする
 - ゴールドOA：出版社がOAにする。掲載料(APC)を支払う場合も多い
 - ハイブリッドOA：APCを払ったものはOAになり、それ以外はOAにならない
 - ダイヤモンドOA：著者・読者ともに費用をかけずにOAにする

OAの背景

- 雑誌価格高騰への対応
 - シリアルズ・クライシス、ビッグディール
- 研究成果の迅速・自由な共有の実現
 - arXiv、PubMed Central
- 発展途上国における学術情報流通の改善
 - そもそも必要な学術雑誌を購読できない状況
- 新たなビジネスチャンスの獲得
 - APCによるOA出版のビジネスモデル
- 公的資金を受けた研究成果のパブリック・アクセス
 - 納税者である市民に還元すべき

OA義務化の流れ

- 米国国立衛生研究所(NIH) パブリックアクセスポリシー (米・2004年)
- Wellcome Trust OA義務化 (英・2005年)
- Finchレポート、RCUK方針 (英・2012年)
- 米国科学技術政策局(OSTP) OA義務化方針 (米・2013年)
- Horizon2020 (EU・2014年)
- Plan S (欧州・2018年)
- OSTP 即時OA方針 (米・2022年)
- G7科学技術大臣コミュニケ (G7・2023年)
- 統合イノベーション戦略2023 (日・2023年)

※上記はOA義務化の流れに関する方針・政策等の一例

G7仙台科学技術大臣会合・G7広島サミット(2023年5月)

G7科学技術大臣コミュニケ(2023年5月12日-14日)(仮訳)

- 「G7は、**公的資金による学術出版物及び科学データへの即時のオープンで公共的なアクセスを支援し**、適切な科学的成果のより広範な共有のための学術出版における課題に対処する科学界の努力を支持する。」(p.3)

G7広島首脳コミュニケ (2023年5月20日)(仮訳)

- 「G7は、FAIR原則(Findable(見つけられる)、Accessible(アクセスできる)、Interoperable(相互運用できる)、Reusable(再利用できる))に沿って、科学的知識並びに研究データ及び学術出版物を含む**公的資金による研究成果の公平な普及による、オープン・サイエンスを推進する。**」(p.29)

統合イノベーション戦略2023 (2023年6月9日閣議決定)

- 「G7広島サミット及びG7仙台科学技術大臣会合を踏まえ、**我が国の競争的研究費制度における2025年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する**。具体的には、学術プラットフォームに対する交渉力を強化するため、国としての方針に基づく大学等を主体とする交渉体制の構築を支援する。さらに、論文、研究データ、プレプリント等の研究成果を管理・利活用するための研究DXプラットフォームの充実や、研究者や研究コミュニティの研究成果発信力の強化を行う。」
(p.26)
- 「**<学術論文等のオープンアクセス化>** 論文・データ等の研究成果がグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーム)の市場支配の下におかれていることを踏まえ、2023年5月のG7科学技術大臣会合を踏まえ、国としてオープンアクセス方針をCSTIで審議中。」 (p.126-127)

本日の構成

1. 著作権の概要

2. Open Access(OA)の概要


3. OAと著作権

4. 質疑応答

OAと著作権

- BOAI宣言における著作権に関する内容
「複製と配布に関する唯一の制限、すなわち、著作権による唯一の役割は、著者に対して、著作物の同一性保持のコントロールと、正当な承認と引用とがなされる権利を与えることであるべきである」
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- 権利保持戦略
- 二次出版権
- Sci-Hub：海賊版論文サイト
 - 2022年の日本からの違法なダウンロード数は約720万件
(出所：「『やばいかな』違法な論文海賊版サイト、常連の医師『便利』」毎日新聞(2023年6月6日))

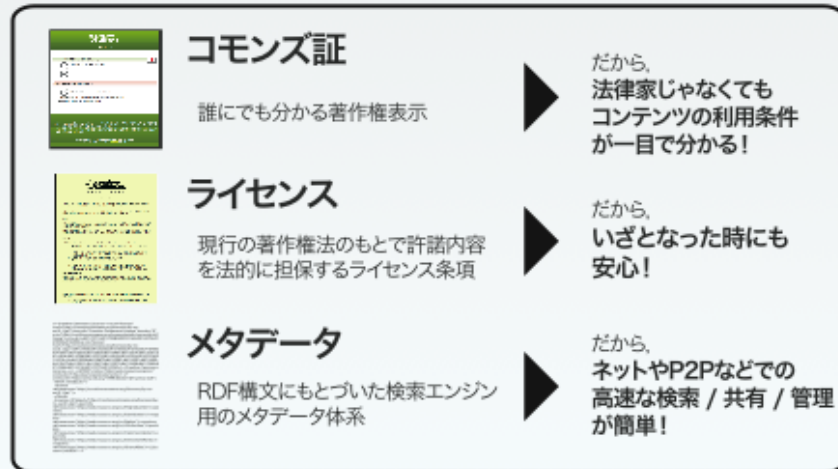
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

 **creative commons** より自由な著作権ルールを実現するプラットフォーム

目的/理念



ライセンス三層構造



自由度と各ライセンス・マーク



ホームページ: <http://creativecommons.jp/> 連絡先: info@creativecommons.jp

- 著作権者がCCライセンスを付与
- CCライセンスは著作権者であっても一度付与すると取消できない
- 他人の著作物を含むは、引用などの場合を除いて、その人の許諾を得てからCCライセンスを付与する
- 著作権者自身はCCライセンスに縛られない(例: NCをつけていても、著作権者は営利利用できる)
- NCやNDであっても、著作権者に許諾をとれば営利利用や改変は可能
- BOAI宣言の10年後に出された提言 (BOAI10)では、CC BYか同等のライセンスを推奨されている
参照: PROLOGUE: THE BUDAPEST OPEN ACCESS INITIATIVE AFTER 10 YEARS
<https://www.budapestopenaccessinitiative.org/boai10/>

権利保持戦略 (Rights Retention Strategy)

- **出版社に論文の著作権を譲渡等する前に**、オープンアクセスにするための利用許諾を所属機関や助成機関に対して著者が与えること、あるいは、助成機関が論文をCC BYなどで公開することを助成対象者に義務付けること

ハーバード大学文理学部OAポリシー

- 明示的なオプトアウトが無い限り、教員は著者最終稿について、大学に対してアーカイブと配布の非独占的ライセンスを与えるというポリシー

出所 : Harvard OSC, Harvard Faculty of Arts and Sciences Open Access Policy, February 12, 2008, <https://osc.hul.harvard.edu/policies/fas/>

cOAlition Sの「プランS」における権利保持戦略

- プランSの原則の一つ「著者またはその所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」
 - 事前ライセンス：助成の開始時に、助成金受給者に対して、助成金により生じる将来のすべての著者最終稿に対してCC BYライセンスの適用を要求する戦略（投稿時からCC BYであることを明示する）
 - 事前義務：助成金受給者に対して、著者最終稿または出版社版がCC BYライセンスであることを義務付ける戦略（遅くとも出版時に論文をCC BYとする）

出所 : European Science Foundation, Plan S Rights Retention Strategy, <https://www.coalition-s.org/rights-retention-strategy/>

権利保持戦略と著作権

米国・EUの著作権法における状況

- 米国：出版社への投稿前に、**リポジトリへ論文を登録する際に、ライセンス条件等が書かれた利用規約に同意**することで、出版社に著作権が譲渡された後もライセンスは有効ではないか
- EU：**著作権の譲渡自体の禁止**や、**将来の著作物の利用について制限**を設ける国が複数存在する。出版社による論文の採択後かつ出版前に、著作物についての報告とライセンスを義務付ける形式とすることにより、課題を回避できる可能性がある

参考：Eric Priest, Copyright and the Harvard Open Access Mandate, 10 NW. J. TECH. & INTELL. PROP. 377 (2012)

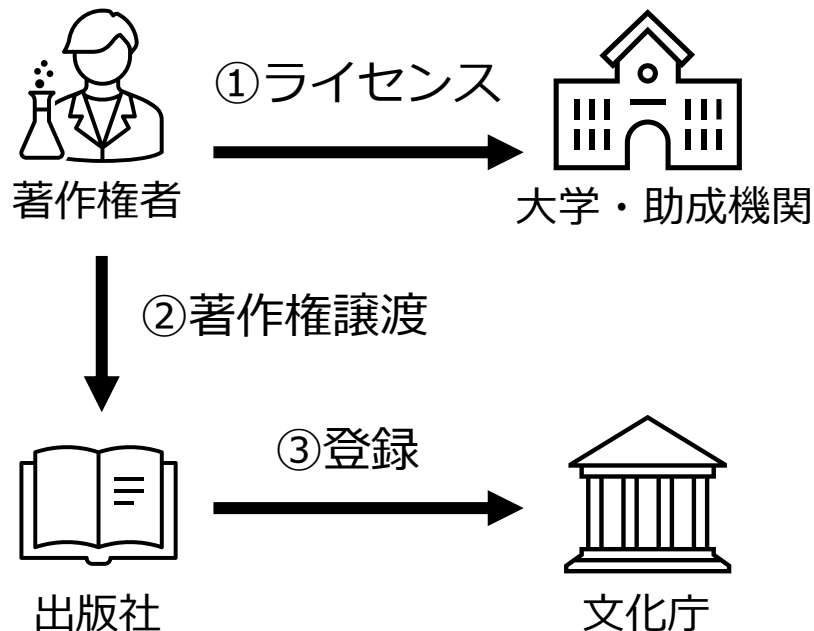
Christina Angelopoulos, *Study on EU copyright and related rights and access to and reuse of scientific publications, including open access: Exceptions and limitations, rights retention strategies and the secondary publication right*, Publications Office of the European Union, June, 2022

日本の著作権法における状況

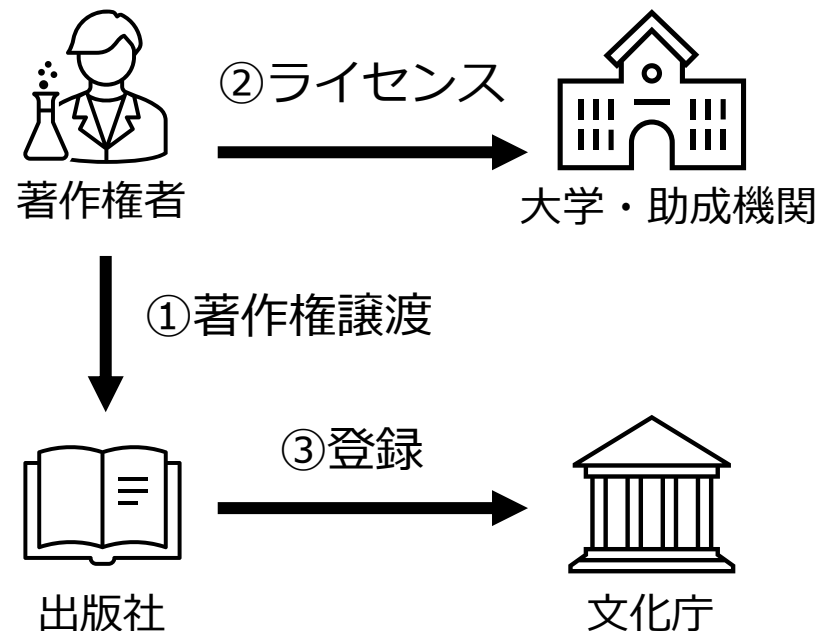
- 日本では**ライセンスの登録等を要しない当然対抗制度が採用**されている (63条の2)
- **出版社への著作権譲渡前に大学等にライセンスがなされれば**、著作権を譲渡された出版社に対して、ライセンスの存在を主張できる
⇒ 著作権が出版社に譲渡されても、大学等は当初ライセンスされた範囲で利用可能
- 出版社との契約との関係には注意 (事前にライセンスしていないことを求める条項など)

日本の著作権法における利用権の当然対抗制度（63条の2）

A：譲渡前にライセンスしている場合



B：譲渡後かつ登録前にライセンスしている場合



- 著作権の移転(譲渡)は登録しなければ第三者に対抗できない(77条)
- 上記Aの場合、譲渡前にライセンスされているので、当然にライセンスの存在を主張できる
- **上記Bの場合、譲渡後にライセンスされているが、著作権移転登録前にライセンスされているため、大学・助成機関は出版社に対してライセンスの存在を主張できる**

二次出版権 (Secondary Publication Right)

- 公的助成により一定割合が賄われた研究に関する論文等について、論文等が出版された後に、著作者や著作者の所属機関等に対して、論文等をOAとする権利を与える制度
- 欧州の複数の国で導入されている (ドイツ、フランス、オランダなど)

参考 : Knowledge Rights 21, A Position Statement from Knowledge Rights 21 on Secondary Publishing Rights, October, 2022

- 例 : ドイツ著作権法38条4項
学術的な構成物で、少なくとも半分が公的資金の援助を受けた研究活動の範囲において生じ、かつ定期的に少なくとも年間2回発行される編集物において発行されるものの著作者は、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許与した場合においても、最初の発行から12ヶ月を経過した後は、営利を目的としない限り、その構成物を、その受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する。
最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。
(出所 : 本山雅弘訳「外国著作権法令集(57) : ドイツ編」著作権情報センター(2020年))

EUにおける著作権契約法

デジタル単一市場著作権指令 (EU加盟国は指令に従う義務がある)

第3章 利用契約における著作者および実演家の公正な報酬

- 相当・比例報酬原則(18条)：著作者は適正かつ比例的な報酬を受け権利を持つ
- 透明性義務(19条)：適正な報酬を確保するために必要な情報を著作者に開示
- 契約調整手続き(20条)：当初合意した報酬が著しく低い場合、追加報酬を受け権利
- 取消権(22条)：利用されていない場合、ライセンスを取り消しできる権利

個人的な疑問

- 研究者(著作者)は、論文を無償で(APCを払って)出版社に著作権を譲渡等している
- 研究者の著作物である論文で出版社が得た収益と比較して、当初の報酬が著しく低い場合、出版社は適正かつ比例的な報酬を著作者に支払うべきということになるのか？
 - 著作権法以外にも、統合イノベーション戦略2023が指摘するような学術プラットフォームの市場支配が成立しているとすると、プラットフォーム規制や競争法(独占禁止法)の適用可能性も気になる

本日の構成

1. 著作権の概要
2. Open Access(OA)の概要
3. OAと著作権
- 4. 質疑応答**